



## OPRESS RELEASE

報道関係者各位

令和7年3月7日  
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場  
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996  
E-mail [akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp](mailto:akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp)

# 令和6年能登豪雨災害義援金の受付期間延長について (第3報：令和7年3月更新)

令和6年9月21日からの大雨に伴う災害により、石川県内の3市3町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）に災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に、石川県共同募金会において義援金の募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を行っています。

ついでに、令和6年能登豪雨災害義援金の受付期間が令和7年12月26日（金）まで延長（変更前：令和7年3月31日（月）まで）されましたので、お伝えいたします。

本会、市町支会（市町社会福祉協議会）で受付けた義援金は、本会にて取りまとめのうえ、石川県共同募金会に送金いたします。

## 記

### 1. 義援金名称

令和6年能登豪雨災害義援金

### 2. 受付期間

令和6年10月1日（火）から令和7年12月26日（金）まで

### 3. 義援金の受付方法について

#### (1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

## (2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3066603	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

※佐賀銀行の本店・支店すべての窓口準備されている専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料となります。

○直接石川県共同募金会へ送金を希望の場合

### 【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
北國銀行	県庁支店	(普) 30446	シカワケンホジシヨク イシカワケンキョウトウボケンカイ 社会福祉法人石川県共同募金会 レイワロクネン ノゴウササカガ イゲンキン 令和6年能登豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00170-7-732071		イシカワケンキョウトウボレイワロクネンノゴウ 石川県共募令和6年能登豪雨 サカガ イゲンキン 災害義援金

※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。

※2 全国地方銀行協会加盟金融機関である佐賀銀行の窓口での振込・振替は、手数料が免除されます。（ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。）

※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※4 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

○現金書留による受け入れ

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと受付期間内は郵便料金が免除されます。

送付先：社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館2階

## 4. 義援金の配分について

本会にお寄せいただいた義援金は、全額石川県共同募金会へ送金し、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定の上、各市町を通じて被災者へ配分される予定です。

## **5. 義援金の税制上の優遇措置について**

この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。  
希望される場合は、石川県共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会  
または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

（問い合わせ先）社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996